

4. 3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川環境の保全や既得用水の取水維持等、流水の正常な機能の維持を図るため、水量・水質の監視を行うとともに、利水者との情報連絡体制を確立して河川流量や水力発電のダム貯留量等の情報収集及び提供に努めます。

(2) 河川の水質保全

河川の水質については、公共用水域及び地下水の水質測定計画(宮崎県・鹿児島県)に基づき、水質調査を継続して行い結果を公表します。

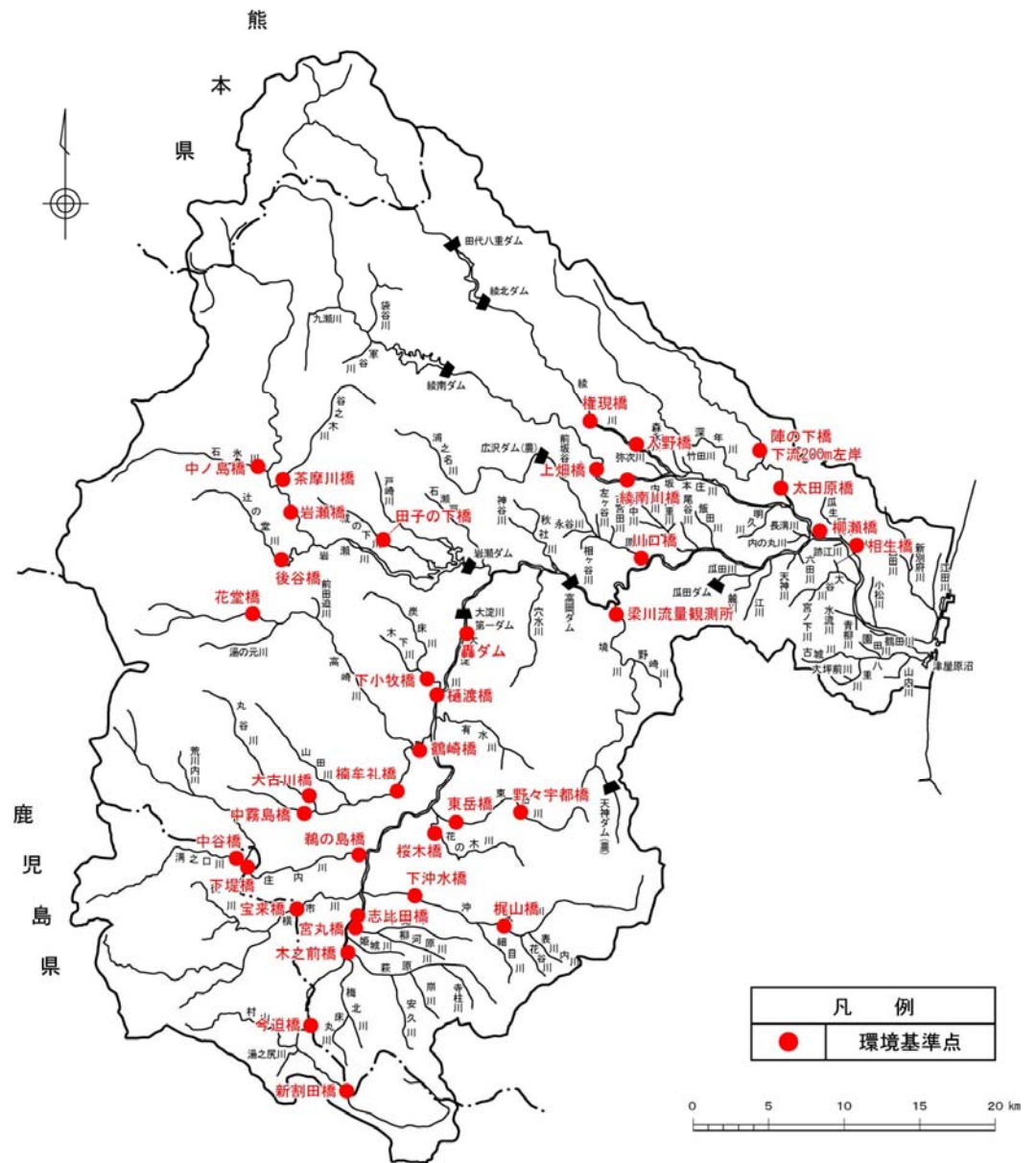


図 4.3.9 環境基準点位置図(平成16年4月時点)

表 4.3.3

環境基準点における測定計画（大淀川）

測定項目		測定頻度(年当たり)					
		新割田橋	今迫橋	志比田橋	樋渡橋	轟ダム	相生橋
生活環境項目	pH	12	24	36	36	12	24
	DO	12	24	36	36	12	24
	BOD	12	24	36	36	12	24
	COD	12	12	12	12	12	12
	SS	12	24	36	36	12	24
	大腸菌群数	12	12	24	24	12	24
	油分						
	T-N		6	12	10	6	10
	T-P		6	12	10	6	10
特殊項目	フェノール						
	Cu						
	Zn	1					
	Mn						
	T-Cr						
その他	NH4-N			6	4		6
	ふん便性大腸菌群数						
	トリハロメタン生成能						8
健康項目	Cd			6	4		8
	CN			6	4		8
	Pb	2		6	4		8
	Cr(VI)			6	4		8
	As	2		6	4		8
	T-Hg	2		6	4		8
	R-Hg						2
	PCB						4
	ジクロロメタン			2	2		4
	四塩化炭素			2	2		4
	1, 2 ジクロロエタン			2	2		4
	1, 1-ジクロロエチレン			2	2		4
	シス-1, 2-ジクロロエチレン			2	2		4
	1, 1, 1-トリクロロエタン		1	2	2		4
	1, 1, 2-トリクロロエタン			2	2		4
	トリクロロエチレン		1	2	2		4
	テトラクロロエチレン		1	2	2		4
	1, 3-ジクロロプロペン		2	2	2		4
	チウラム			2	2		4
	シマジン			2	2		4
	チオベンカルブ			2	2		4
	ベンゼン			2	2		4
	セレン			2	2		4
	NO3・NO2-N		4	2	2		4
	ふっ素	2		2	2		4
	ほう素	2		2	2		4

出典) 公共用水域及び地下水の水質測定計画(宮崎県・鹿児島県)平成 16 年 4 月時点

(3) 渇水時の管理

渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量・水質の監視を行います。

大淀川において河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、関係機関と連携して、水利使用の調整が円滑に行えるよう必要な情報の提供等被害の軽減に努めます。

また、日頃から河川管理者と利水者相互の情報交換を行って理解を深め、渇水時の水利調整の円滑化を図ります。

(4) 水質事故時の対応

水質事故発生時には、「大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」(以下、「協議会」という。)を構成する関係機関に通報するとともに、関係機関と連携し事故や被害の状況を把握し、原因物質の特定のための調査と必要に応じて水質試験を行い、適切な箇所でオイルフェンス、吸着マットなどを設置し、下流への被害の拡散防止を図ります。

また、水質事故に円滑な対応が図れるように、河川巡視の継続実施や協議会との連携により早期発見と適切な対処に努め、水質事故管理体制の強化や水質事故訓練等を今後も継続していきます。



水質事故発生時に、協議会を構成する関係機関と連携し、被害の拡大防止に努めます。

写真 4.3.11

大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会



写真 4.3.12 水質事故の原因物質特定のための水質試験
(水質試験用器具)

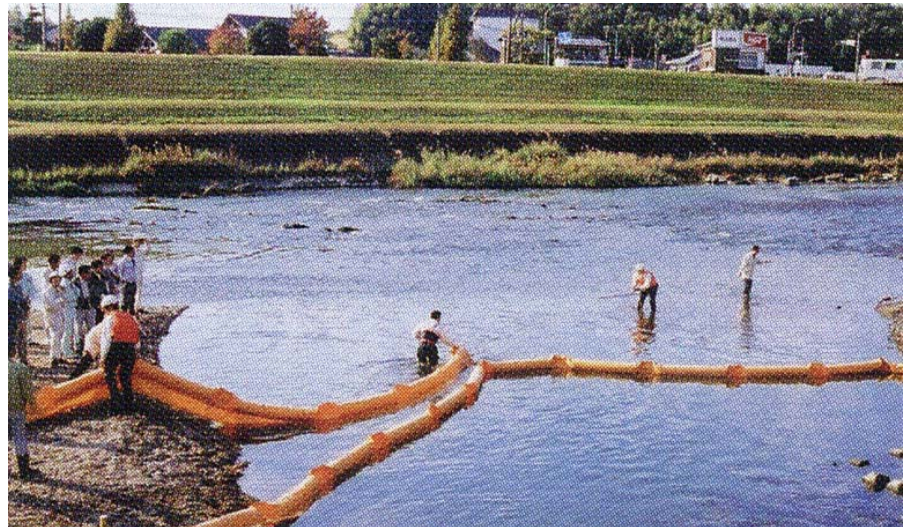


写真 4.3.13 オイルフェンスの設置状況



写真 4.3.14 水質事故を想定した訓練状況